熊本家庭裁判所委員会（第３３回）議事概要

第１　開催日時等

１　日時

令和元年５月２４日（金）午後１時３０分～午後３時１５分

２　場所

熊本家庭裁判所第１会議室

３　出席者

（委員）

今吉光弘，北原久史，北村直登，木之内均，杉水沙奈映，横田周三，松本美季，熊谷功太郎，井上博喜，根本渉

（事務局等）

事務局長，首席家庭裁判所調査官，首席書記官，次席家庭裁判所調査官，訟廷管理官，家庭裁判所主任調査官，会計課長，総務課長，総務課文書係長

４　意見交換テーマ

少年事件の補導委託について

第２　議事概要【発議者の略記　◎：委員長，○：委員，◇：事務局等】

１　開会

２　新任委員のあいさつ

３　委員長の選任

４　議事

⑴　少年審判の目的と少年事件の手続概要

⑵　熊本家庭裁判所における補導委託の概要

⑶　補導委託における課題

⑷　議論していただきたい事項

（パワーポイント資料「補導委託制度について」を使用しての説明）

5　意見交換

◇　熊本家裁が登録している補導委託先は１３か所（身柄付補導委託先は７か所，自宅から通所する場合は５か所，在宅・身柄付きを兼ねた所が１か所）である。委託期間は，明確な定めはないが，概ね３，４か月を目途としており，短いと１，２か月，長くて半年程度である。裁判所がどういう目的で補導委託するかによって期間が変わってくる。身柄付補導委託先について，これまでは個人の自営業の方が家族の一員として迎え入れる場合が多く，今後，委託先の業種を広げることが課題である。

○　補導委託先は，少年と委託先との相性，職業，場所などを慎重に選ぶ必要がある。補導委託制度は試験観察という制度の一環であり，少年が意欲をもって行動できるかを観察する必要がある。委託先には，２４時間の生活態度を観察してもらうため，個人の自営業の方が多くなるが，高齢化が進んでいるため，補導委託先としては，社会福祉法人や宗教団体も含めて，ボランティアの意識の強い団体を選んでいく必要がある。

◇　昨年度試験観察した少年は１４名であり，その半数以上は補導委託となっている。補導委託先に不足が生じたことはないが，今の受託者が農家，飲食店の２種類だけであり業種を増やしたい。他県の委託先の例では，自動車整備工場，建設会社等がある。

○　基本的に社会や家庭の中での少年の更生が望ましいが，様々なタイプの少年に対し，補導委託先として色んなバリエーションや数を増やしたい。この場での解決は厳しいが，現状が農家や飲食店に限定されているため，熊本特有の職業等の受け入れ先があれば参考にしたい。

○　少年友の会に職親の会という会があり，様々な職種の施設が４２件ほど熊本県に登録がある。職親の会は，登録者同士で研修会を行い，体験談を共有するなど，地道な活動を続けて新規の会員を増やしている。

◇　少年友の会から補導委託先の紹介先として，また，現在の補導委託先にも

職親の会の方がいる。職親の会は，補導委託先の登録候補としたいが，就労という意識が強く，裁判所の目的は少年の生活指導及び職業指導であり意識のずれがある。

○　保護士会の活動や地域の民生委員から情報収集する方法もあるし，裁判所が補導委託制度について，広報活動を始めるという方法もある。

○　マスコミの利用は，メリット，デメリットがあり難しいと思うが，制度を紹介してはどうか。

○　補導委託制度のパンフレットを中小企業経営者等の団体である商工会議所に配布してはどうか。

◇　パンフレットは，補導委託先の候補者に説明する際に配布する程度である。

○　校長等のＯＢはどうか。定年後で高齢だが，若い人たちに携わってきた方々で熱意もある。

○　補導委託先に預ける少年は，一般的には怖いという印象があり，それを払拭するためにこの制度を丁寧に説明し理解してもらえないと一般社会に普及するのはなかなか難しいと思う。

◎　貴重なご意見ありがとうございました。

5　次回のテーマ

「家庭裁判所における家事事件の実情と運用上の工夫について（家事調停事件を中心に)」をテーマとすることで，委員全員が合意した。

6　次回期日

令和元年１０月２５日（金）午後１時３０分

7　閉会